



同旨発表：経済産業省、環境省

令和4年9月9日
総合政策局公共事業企画調整課

特定特殊自動車改善措置の届出について

株式会社加藤製作所及びコベルコ建機株式会社から、令和4年9月9日（金）経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して、改善措置の届出がありましたので、お知らせします。

改善措置の届出は、環境省のホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/kaizen.html

特定特殊自動車とは、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（通称：オフロード法）第2条にて定められている、公道を走行しない特殊自動車（産業車両、建設機械、並びに農業機械など）を指します。

（問合せ先）

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 須山、守田

TEL：03-5253-8111（内線24514、24554） 03-5253-8271（直通）

FAX：03-5253-1551